

## 動機の錯誤 H17-02-2 &lt;&lt;#349&gt;&gt;

【問】正誤をつけよ。

AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。錯誤が、売却の意思表示をなすについての動機に関するものであり、それを当該意思表示の内容としてAがBに対して表示した場合であっても、Aは、この売却の意思表示を取り消すことはできない。

錯誤<動機の> + 表意者 無重大過失

動機 + 表示

⇒ 表意者 取消OK

【答え】誤り

## 《ポイント》 動機の錯誤

1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消すことができる**。

一 意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**（表示行為の**錯誤**）

二 **表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する**錯誤****（**動機の**錯誤****）

明示、黙示

2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが**表示されていたときに限り**、することができる。

3 錯誤が**表意者の重大な過失**によるものであった場合には、第一項の規定による意思表示の**取消しをすることができない**。（民法 95 条参照）